

一般廃棄物再生利用業指定証

那 賀 環 第 194 号

令 和 7 年 3 月 14 日

住 所 (所在地)

徳島県阿南市桑野町尾花117番地

氏 名 (名称及び代表者の氏名)

有限会社 青藍 代表取締役 青木 裕之 殿

那賀町長 橋 本 浩 志



廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第2条第2号・第2条の3第2号の規定により、次のとおり再生利用業の指定をしたことを証する。

指定年月日	令和7年3月14日	
指定番号	那賀環第 194 号	
事業の範囲	事業の種別	再生輸送
	取り扱う一般廃棄物の種類	剪定枝、伐採木、根株、流木類、草、及び災害により発生又は自己解体した木くず類
再生活用の目的		処理場に廃棄物を輸送し、破砕し、再生合板の原料、ボイラー施設の助燃料（チップ）とする
再生活用により得られる有用物の利用方法		破砕後、再生合板の原料、ボイラー施設の助燃料（チップ）として売却する
指定期間	令和7年4月1日 ～ 令和9年3月31日	
指定条件	裏面のとおり	

注1 一般廃棄物再生利用業の事業の範囲を変更しようとするときは、町長の承認を受けること。

2 次に掲げる場合は、町長に届出ること。

- (1) 氏名又は住所、事業所の所在地等を変更したとき。
- (2) 一般廃棄物再生利用業の全部又は一部を廃止したとき。

指 定 条 件

1. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に適合及び遵守すること。
2. 那賀町一般廃棄物再生利用業の指定に関する要綱を遵守すること。
3. 1及び2以外の関係法令等を遵守すること。
4. 指定証は、呈示できるよう携帯すること。
5. 収集・運搬中においては、一般廃棄物が飛散及び流出し並びに悪臭が漏れないようにすること。
6. 暴力行為等により社会的信用を失墜し、または経済的信頼を欠くに至ることが予測される場合は、指定を取り消す。
7. 指定車両は下記のとおりとする。

指定車両自動車登録番号		
徳島130か1155	徳島100す3827	徳島100か1489
徳島100さ9864	徳島100か2960	徳島100か3130
徳島400あ868	徳島100か2980	徳島100え493
徳島130あ1722	徳島100あ3109	徳島100え326
徳島400あ1016	徳島130あ1711	徳島100か3296
徳島130あ1721	徳島100か1472	
徳島100か3473	徳島11け937	
徳島100す120	徳島130い1712	
徳島130き1717	徳島100あ3453	
徳島100あ3965	徳島100あ4153	
徳島130い1727	徳島800さ9646	
徳島130あ1723	徳島100か1489	
徳島130あ3994	徳島100か3130	
徳島130い1725	徳島100え493	
徳島400わ467	徳島100え326	
徳島100す2747	徳島100か3296	
徳島400わ463	徳島130い1712	
徳島100か3182	徳島100あ3453	
徳島130あ1720	徳島100あ4153	
徳島400わ392	徳島800さ9646	